

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- ……（福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課）……一

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………一
- ……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………一
- 公共測量の実施……………二
- ……（都市整備局都市基盤部調整課）……………二
- 建築基準法による意見の聴取……………二
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………三
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ……（同）……………四
- 都道の区域変更（三件）……………五
- ……（建設局道路管理部路政課）……………五
- 技能検定員審査の実施……………九
- 教習指導員審査の実施……………〇

### 公告

## 規則

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一
  - ……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………二
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
  - ……（同）……………三
  - 特定非営利活動法人の認定……………三
  - ……（同）……………三
  - 東京ウイメンズプラザの休館……………三
  - ……（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）……………三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
  - ……（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三
- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
- 平成二十七年三月九日
- 東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都規則第十三号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都規則第四百一十一号の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

- 東京都告示第三百六十二号
- 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

### 一 被処分者

- (一) 商号 有限会社アール・エイチ
- (二) 代表者氏名 取締役 原田 良二
- (三) 主たる事務所の所在地 練馬区豊玉北五丁目三十番四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八四三七一号
- (五) 免許年月日 平成二十二年四月二十二日
- 二 処分年月日 平成二十七年二月二十八日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

### ●東京都告示第三百六十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

### 一 被処分者

- (一) 商号 中延不動産株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 谷中 裕一
- (三) 主たる事務所の所在地 品川区中延二丁目五番十三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七二七八六号
- (五) 免許年月日 平成二十五年五月十二日
- 二 処分年月日 平成二十七年二月二十八日

三 処分内容 免許の取消し  
 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第三百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区内神田一丁目及び神田錦町一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年三月二日から同月三十一日まで

●東京都告示第三百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第七項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十七年三月十七日（火曜日）午後三時から

二 公聴会を行う場所 多摩市総合福祉センター 五階 視聴覚室  
 多摩市南野三丁目十五番地一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係（東京都立川飯庁舎二階）  
 立川市曙町三丁目七番十号  
 電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主名 愛知県豊橋市駅前大通五十五番地 サイラ所氏名  
 サイラカーズジャパン株式会社

建築敷地 多摩市唐木田一丁目十六番三  
 地域地区 準住居地域  
 等

申請の概要

工事種別 新築  
 及び用途 展示場（自動車ショールーム）及び自動車修理工場

敷地面積 約二、七〇九平方メートル

建築面積 約一、一七五平方メートル

延べ面積 約一、一八八平方メートル

構造及び階数 鉄骨造  
 地上二階

高さ 一一・二〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第七項ただし書

●東京都告示第三百六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第八百六十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

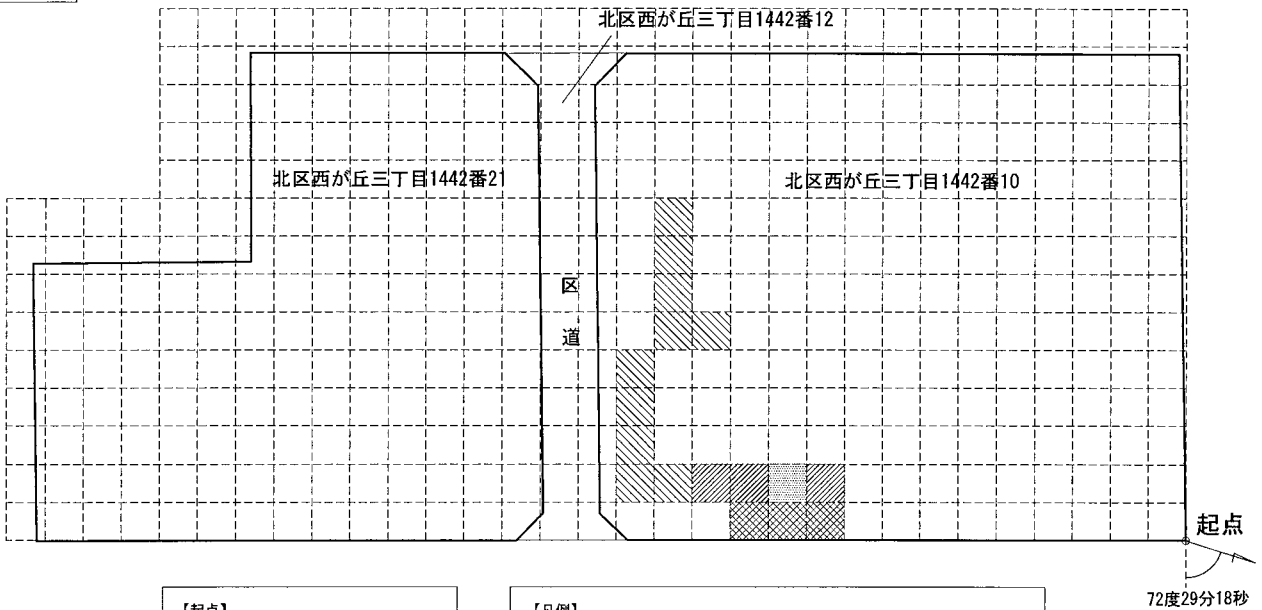
平成二十七年三月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区西が丘三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 四塩化炭素及びトリクロロエチレン  
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施及び土壌汚染の除去

別図



**【起点】**  
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

**【格子の回転角度(72度29分18秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界

- 指定を解除する区域
- 要措置区域(平成25年東京都告示第867号により指定した区域)
- 要措置区域(平成26年東京都告示第917号により指定した区域)
- 要措置区域(平成27年東京都告示第80号により指定した区域)

72度29分18秒

●東京都告示第三百六十七号

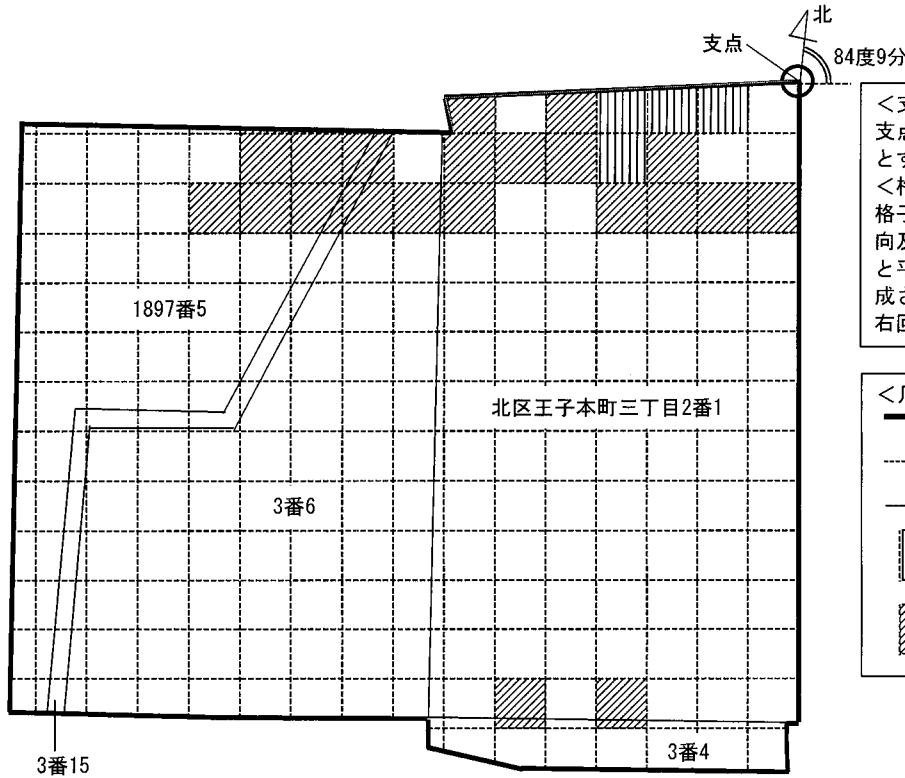
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千六百四十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子本町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>  
 支点は、北区王子本町三丁目2番1最北端とする。  
 <格子の回転角度> 84度9分  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 調査対象地
- 単位区画境界線
- 筆境界線
- ||||| 指定を解除する区域
- //// 形質変更時要届出区域

●東京都告示第三百六十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第八百六十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月九日

東京都知事 舛 添 要 一

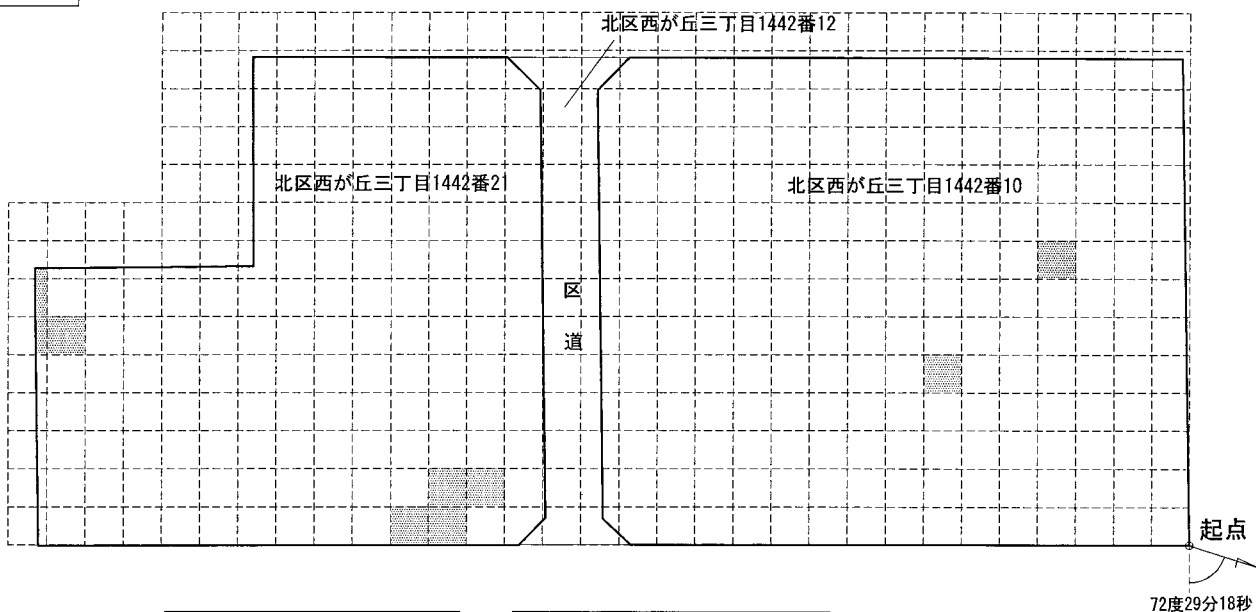
一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区西が丘三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【起点】**  
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

**【格子の回転角度(72度29分18秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

●東京都告示第三百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

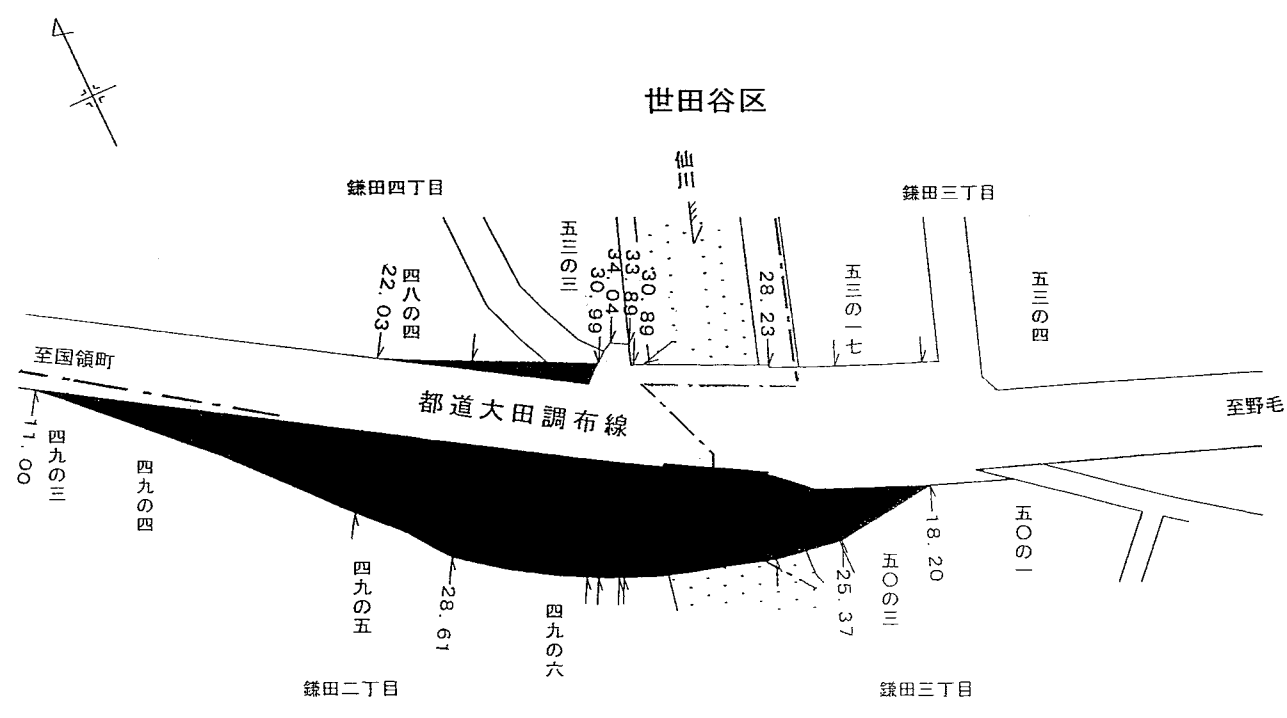
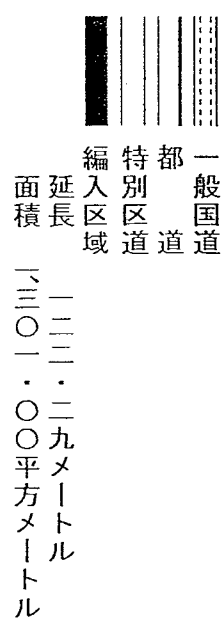
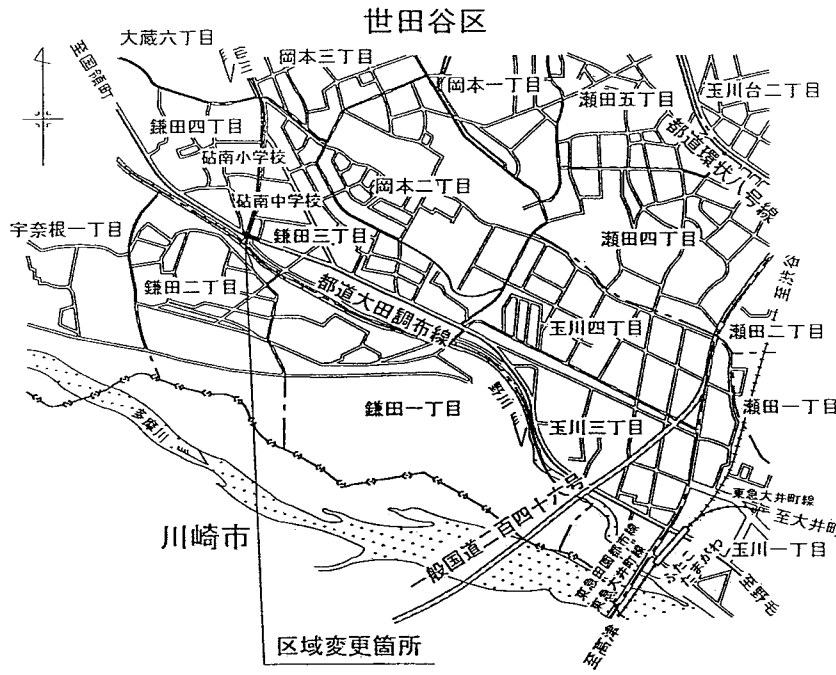
東京都知事 舛添 要一

一 路線名 大田調布

二 変更の区間 世田谷区鎌田三丁目五十番一地先から同区鎌田二丁目四十九番三地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

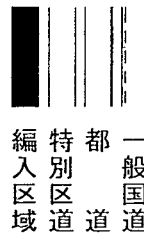
別  
都道大田調布線区域変更略図  
世田谷区鎌田三丁目、鎌田二丁目



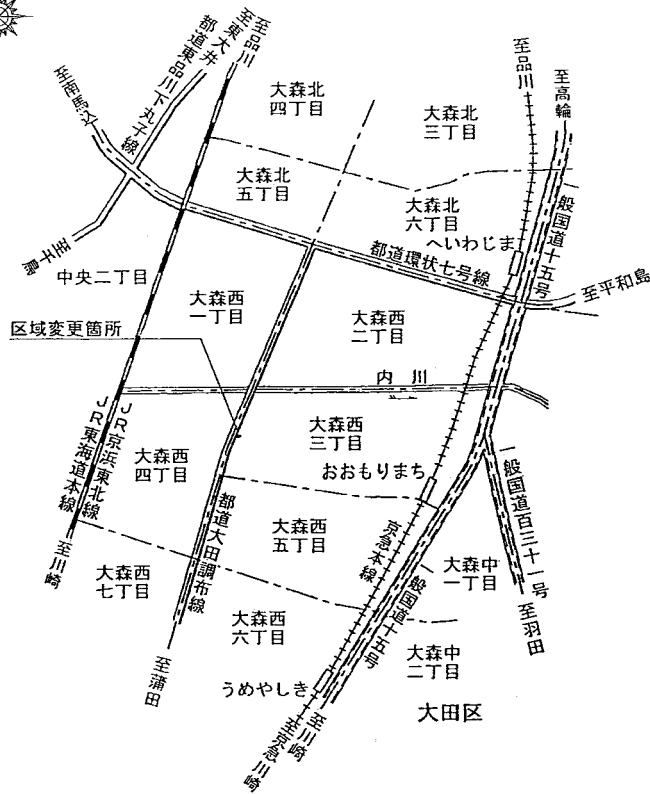
別図

都道大田調布線区域変更略図  
大田区大森西三丁目地内

●東京都告示第三百七十号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

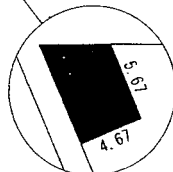
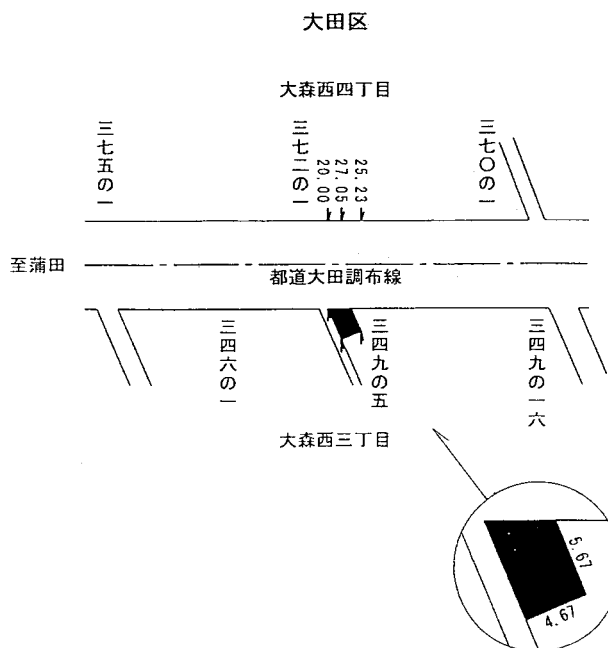


延長 七・三二メートル  
面積 三一・三四平方メートル



その関係図面は、平成二十七年三月九日から起算して二  
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月九日  
東京都知事 外 添 要 一

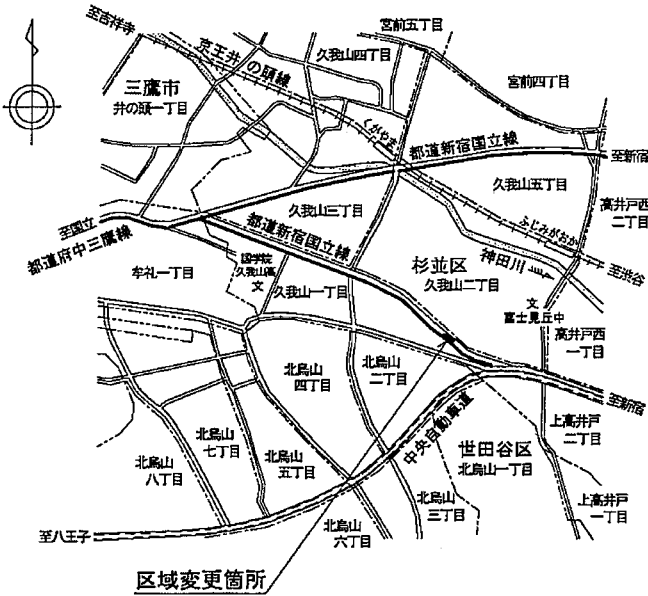
- 一 路線名 大田調布
- 二 変更の区間 大田区大森西三丁目三百四十九番五地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第三百七十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別 図

都道新宿国立線区域変更略図  
 杉並区久我山一丁目地内



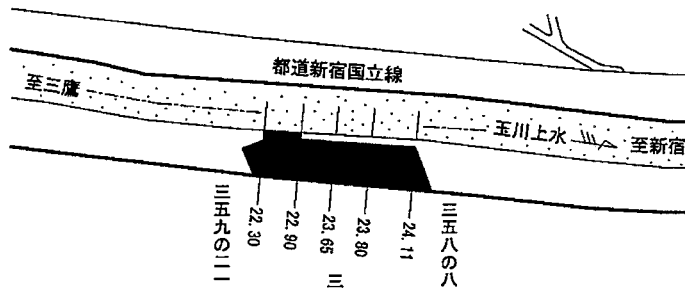
- 高速自動車国道
- 都 道
- 特別区道・市道
- 編入区域

延長 九二・三六メートル  
 面積 一、六五五・二二平方メートル

区域変更箇所



杉 並 区  
 久我山二丁目



久我山一丁目

その関係図面は、平成二十七年三月九日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年三月九日  
 東京都知事 舩 添 要 一

- 一 路線名 新宿国立
- 二 変更の区間 杉並区久我山一丁目三百五十八番八地先  
から同所三百五十九番二十一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



# 告 示 (公)

## ●東京都公安委員会告示第90号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月9日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格  
次に掲げる技能検定員審査の種類に志じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査  
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査  
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

### (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

### 3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
  - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
  - イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

### 4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

### 5 審査の日時及び場所

- (1) 日時  
平成27年4月10日（金曜日）  
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所  
警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）

### 6 申請手続

- (1) 申請書類  
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時  
平成27年3月26日（木曜日）及び同月27日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所  
警視庁運転免許本部運転者教育課

### (4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年3月16日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

### 7 審査手数料

- 21,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

### 8 携行品

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

### 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査台

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5283

●東京都公安委員会告示第91号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月9日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格  
次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査  
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能  
ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能  
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
- (2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時  
平成27年4月10日（金曜日）  
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所  
警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5

号）

6 申請手続

- (1) 申請書類  
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年3月26日（木曜日）及び同月27日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年3月16日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。  
イ 写真は、申請書に貼り付けること。  
ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。  
エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,750円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)
- 9 合格証明書の交付  
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。
- 10 問合せ先  
警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 平成二十七年三月九日  
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人タイセン
- 三 代表者の氏名  
内藤 福則
- 四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市大谷町二百二十三番地二 天理教大扇分教会

五 定款に記載された目的  
この法人は、何らかの事情で親から離れた児童及び障害者等を対象として、共同生活を営む場での相談等の援助及び生活指導を通じて、自立と豊かな人間性の形成を目指すことにより、健全な社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コアネット
- 三 代表者の氏名  
増島 勝
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都品川区東五反田一丁目二十五番十九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本国内及び海外において、企業や公官庁、団体などの退職者を中心とした会員により、小学校から大学院及び各種学校に対するキャリア教育支援活動や、中小企業やベンチャー企業、社会人を対象にした経営に関する教育、指導を行なうことを通じて、個人の自立と育成を支援し、経済活動の活性化と雇用の拡大を図り、広く社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

平成二十七年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人住環境保全センター

三 代表者の氏名  
片岡 博和

四 主たる事務所の所在地  
東京都江戸川区東葛西五丁目十二番十五号 ビジネスゲート葛西五F-A

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して住環境の保全の提供に関する事業を行い、地域経済の活性化、社会の情報化に寄与することを目的とする。

具体的には、地域住民に対して最も住み易く、より幸せな生活が出来る環境作りのための、支援活動、例えば建物の耐震及び寿命の診断や、暖冷房に関しても、CO<sub>2</sub>排出量の削減には屋上、外壁の緑化がかなり効果があるということが、証明されている。それらに関する相談を受けたり、とにかく誰もが気持ちよく暮らすことが出来る環境を作るのを最終目標としています。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ミモザ
- 三 代表者の氏名  
山本 弓彦
- 四 主たる事務所の所在地

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象に、主に障害者及びその家族等に対して、社会復帰施設の設置・運営事業ならびに相談支援事業を行うことで、その人権を守り、地域社会における自立と社会参加の助長を図り、地域の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都中野区若宮二丁目三十四番二号</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Expla t</p> <p>三 代表者の氏名 植松 侑子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区亀戸七丁目四十三番五号 小林ビル 有限会社ネビュラエクストラサポート内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は舞台芸術制作者を中心とした芸術に関わる</p>
<p>専門人材が、自らの仕事に誇りを持ち、心身ともに健康で、生涯の仕事として続けられる労働環境の実現に寄与することを目的とし、専門人材への研修機会の提供、労働環境の整備のための活動・事業を行う。これらの活動を通じ、芸術を社会とつなぐ専門人材の社会的認知度とその役割の重要性を広く普及啓発することで、芸術活動全体の活性化を図り、文化芸術の進展と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジア建設技術交流促進会</p> <p>三 代表者の氏名 馮 徳民</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区東日暮里四丁目三十三番七号 COAビル三F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本の建設技術の国際化促進と日本の建設技術を積極的に活用した国際社会への貢献を目指すとともに、アジアの建設技術の相互理解の促進を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>特定非営利活動法人希少難病ネットつながる</p> <p>三 代表者の氏名 香取 久之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区北小岩二丁目十四番二号 六〇三号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、希少難病患者やその家族(以下、「患者等」とする)及び広く一般社会に対して、情報提供および研究支援等の事業を行い、患者等が希望をもって充実かつ安定した生活ができる環境づくりに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本障がい者サッカー振興協会</p> <p>三 代表者の氏名 井口 友希</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区上用賀五丁目十二番十七号 フォレデュソレイユ二二五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、性別、年齢、障害の有無に関わらず日本国内に対して、障害者サッカーの普及啓発事業等を行い、健常者と障害者の人々との人的文化的交流を深め、障害者福祉の増進、障害者スポーツの振興、障害者の自立と社会参加の増進及び共生社会の実現及び、文化、スポーツの拡充振興に寄与することを目的とする。(以上原文</p>

のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ガーナ教育支援基金NGO

三 代表者の氏名

MONPHY CHARLES KOFI PRINCE  
(マンフィー チャールス コフィ プリンス)

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区南蒲田二丁目七番六号 リポーズY・A

六〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、国際協力活動の豊かで健全な発展と広汎な市民各層の参加による国際協力を実現するため、アフリカガーナの教育環境支援、栄養環境改善、物資支援、医療保険の提供、募金活動、交流促進、啓蒙活動、などの事業を人々の善意とボランティア精神をもって行い、行政、企業、市民が参画しそれぞれの責任を果たす市民社会の現実と市民公益に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティサポート協会

三 代表者の氏名

馬場口 知由

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区弥生町五丁目二番三号 カーサフォレス  
トーネ南台二〇八

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、行政、医療機関や介護施設、またそれに準ずる団体、企業と連携を図り、地域見守り活動事業や、家族の代わりに病院や施設等へお見舞いをする訪問サポート事業をはじめ、介護者、介助者等が必要としているニーズを調査し、必要なニーズが社会に提供できるように普及啓発をし、誰もが日々安心して過ごせる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌテレコム支援協議会

二 代表者の氏名

藤田 聡

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目二十四番十一号 NTT上野

ビル

四 その他の事務所の所在地

大阪府大阪市天王寺区清水谷町二番三十七号 NTT  
清水谷ビル

五 認定の有効期間

平成二十七年二月二十七日から平成三十二年二月二十  
六日まで

東京ウイメンズプラザの休館について

東京ウイメンズプラザ条例(平成七年東京都条例第二  
十号)第三条ただし書の規定により、東京ウイメンズプラザ  
を次のとおり臨時休館する。  
平成二十七年三月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 期日 平成二十七年四月十五日、同年五月二十日、同  
年六月十七日、同年七月十五日、同年九月十九日、  
平成二十七年八月十九日、同年九月十六日、同  
年十月二十一日、同年十一月十八日、同年十二  
月十六日、平成二十八年一月二十日、同年二月  
十七日及び同年三月十六日

二 理由 施設等の整備及び保守点検のため

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年三月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 東武会館・池袋西口民衆ビル・東武南館・池袋ターミナルビル
- 二 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目一番二十五号 ほか
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名
- 四 設置者住所 一 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 千葉 達也
- 七 変更後の設置者の代表者名 常陰 均
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武百貨店ほか百二名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武百貨店ほか九十九名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サンエー・ビーディーほか十一名
- 十一 変更前の小売業者の住所 目黒区目黒本町一丁目十六番十七号(アイア株式会社) ほか

- 十二 変更後の小売業者の住所 渋谷区渋谷一丁目一番五号(アイア株式会社) ほか
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 三宅 孝彦(株式会社サンエー・インターナショナル) ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 前川 正則(株式会社サンエー・ビーディー) ほか
- 十五 変更日 平成二十六年十二月一日ほか
- 十六 届出日 平成二十七年二月六日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 平成二十七年三月九日から同年七月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 池袋ビル
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十八番十号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号
- 五 変更前の設置者の代表者名 岩永 誠
- 六 変更後の設置者の代表者名 若林 辰雄
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ハンズ
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区道玄坂一丁目十番七号

- 九 変更後の小売業者の住所 新宿区新宿六丁目二十七番三十号
- 十 変更日 平成二十六年七月二十二日ほか
- 十一 届出日 平成二十七年二月十八日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成二十七年三月九日から同年七月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 五〇円(一箇月 六、六〇〇円(郵送料を含む))  
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

